

答申第 808 号

情公 第 1007 号

令和 7 年 4 月 9 日

神奈川県知事 黒岩 祐治 様

神奈川県情報公開審査会
会長 田村 達久

行政文書一部公開処分に関する審査請求について（答申）

令和元年11月 7 日付けで諮問された特定事件に関する文書一部非公開の件
（その54）（諮問第845号）について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

実施機関である神奈川県知事は、行政不服審査法第46条第1項の規定に基づく令和元年7月4日付け裁決を受け、同日付けで行った行政文書一部公開決定における非公開情報のうち、別表の項番③-2、⑥-3及び⑦-2の「非公開情報」欄に掲げる情報を公開すべきである。

2 審査請求に至る経過

- (1) 審査請求人は、神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第9条第1項の規定に基づき、平成28年9月23日付けで、神奈川県知事（以下「実施機関」という。）に対して、特定事件に関する情報一切を内容とした行政文書の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。
- (2) 本件公開請求に対し、実施機関は、平成28年10月5日付けで、条例第10条第4項の規定に基づき、諾否の決定期間を延長する決定を行った上で、同年11月21日付けで、行政文書一部公開決定（以下「原処分」という。）を行った。
- (3) 審査請求人は、平成29年2月23日付けで、行政不服審査法第2条の規定に基づき、原処分の取消しを求める審査請求（以下「前回審査請求」という。）を行った。
- (4) 前回審査請求に対し、諮問実施機関（条例第17条に規定するものをいう。以下同じ。）は、平成30年3月13日付けで、神奈川県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に諮問した。
- (5) 上記(4)の諮問に対し、当審査会は、令和元年5月29日付けで、次のア及びイに掲げる内容の答申（以下「前回答申」という。）を行った。
 - ア 実施機関は、特定2施設の不審者等対応マニュアルを対象文書として特定した上で、改めて諾否の決定を行うべきである。
 - イ 実施機関は、原処分において非公開とした情報の一部を公開すべきである。
- (6) 前回答申を受けた諮問実施機関は、令和元年7月4日付けで裁決（以下「本件裁決」という。）を行い、本件裁決を受けた実施機関は、審査請求人に対し、同日付けで次のア及びイに掲げる内容の諾否決定（以下「本件

処分」という。)を行った。

ア 特定2施設の不審者等対応マニュアルを対象文書として特定のうえ、条例第5条第4号柱書に規定する事務等の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのある情報に該当することを理由に、当該各マニュアルの冒頭のタイトル部分を除いた情報(以下「本件非公開情報①」という。)を非公開とする一部公開決定(以下「決定①」という。)

イ 本件裁決により非公開処分を取り消された情報を公開するとともに、本件裁決において非公開処分を取り消されなかった別表の「非公開情報」欄に掲げる情報(以下「本件非公開情報②」という。)を改めて非公開とする一部公開決定(以下「決定②」という。)

(7) 審査請求人は、令和元年9月28日付けで本件処分の取消しを求める審査請求(以下「本件審査請求」という。)を行った。

(8) なお、過去に当審査会は、同一審査請求人に係る別の諮問案件において、本件非公開情報①と同一の情報の非公開決定の妥当性について審議を行い、実施機関(担当:厚木児童相談所)に対し答申(令和6年3月1日付け答申第782号。以下「答申第782号」という。)を行っている。

3 審査請求人の主張要旨

(1) 文書の探索が不十分であるか、または、対象文書を情報公開の適用除外か、解釈上の不存在と判断することが違法である。

不審者等対応マニュアルの起案文書があるはずである。それらを特定の上で開示すべきである。

(2) 不開示部分は、いずれも、条例第5条各号に該当しないか、たとえ該当したとしても、同号ただし書全てに該当する。

(3) 不審者等対応マニュアルは、これが適切な内容を有していることが県の最も基本的かつ最低限の責務であるから、その内容については一律に不開示としてはならないものである。これが適切な内容を有していないことは同施設にいる市民の安全を脅かす不作為である以上、職員らの責任追及、同施設にいる市民の安全確保のために開示することこそが、条例第1条に適合するものと言うべきである。防犯対策上脆弱な点があれば、それは、

早急に改善すべきであり、不開示理由にはならない。むしろ、情報公開制度は、そのような行政の怠慢を正し、市民が不利益を受けることをなくするために存在するのである。不適切な点が具体的に把握できなければ、具体的な是正策を出すことができなくなってしまい、利用者の権利擁護活動に支障を来たすことは避けられない。

市民の生活の場ともなっている県有施設であれば、当然に一定以上の防犯体制が確保されているものである。防犯に関する情報だから不開示にすると言うのは、あまりに乱暴であり、その防犯体制を市民とともに向上させるべき積極的な情報公開が望まれるものである。

主権者には、施設の利用者の安全確保が適切に行われているのか知り、以って、行政を的確に監視して不適正な行政の是正を求めていく権利がある。その権利の行使に資することこそが条例第1条の規定ないし精神に適合するものである。

防犯マニュアルはすでに公務員の間で共有されているが、公務員や元公務員はそのマニュアルから得た情報から犯罪を起こしていないにもかかわらず、開示請求者はその情報を得たら犯罪を実行するという主張はあまりに主権者蔑視のお上意識であり、人種差別や部落差別を彷彿とさせる違憲の弁明であると言わざるを得ない。神奈川県ほど開示請求者を侮蔑する自治体は殆どないことを申し添える。

したがって、事件の重大性や期間の経過に鑑みても、本件不開示部分は、条例第5条第4号に該当せず開示すべきである。

(4) 条例第7条該当性について

ア 不開示部分は、いずれも、条例第7条に該当する。

イ 特定事件を惹き起こしたのは、特定施設職員であるだけでなく、公務員の間でのみ共有していた危機情報を等閑視した神奈川県であることを忘れてはならない。

本件のような場合にさえ公益上の理由による裁量的公開を実施しないと、条例第7条による公開実施の機会が存在しなくなってしまう。

公表されている情報を情報公開請求により開示することは当然であるが、公表されていない情報を開示することこそ情報公開制度の意義が

あるのであるから、情報公開請求に対しては不開示事由に該当しない限り開示すべきである。

4 実施機関（担当：福祉子どもみらい局子ども家庭課）の説明要旨

(1) 文書の探索の不十分性及び解釈上の行政文書不存在について

審査請求人は、文書の探索が不十分であることや、解釈上、行政文書に該当しないと判断したことが違法である旨主張しているが、次のとおり、その主張には理由がない。

ア 文書の探索について

本件請求において、「行政文書を管理する室課所」として特定を受けた子ども家庭課は、所掌事務として、児童虐待防止対策の推進、児童養護施設等の許認可、ひとり親家庭の福祉施策等の推進等を所管している。

子ども家庭課が不審者等対応マニュアルを管理していたのは、子ども家庭課が入所施設を所管しており、施設や入所者の安全を確保する観点から各会議に参加したためである。

上記の対応等を除き、子ども家庭課は、本件事件に係る業務を所管しているものではない。

よって、不審者等対応マニュアル以外に、本件請求の対象となる行政文書は管理していない。

なお、本件請求の対象となる行政文書を探索するにあたり、本件事件発生以降に作成又は取得した行政文書について、対象となり得るか否か、確認を行ったことは言うまでもない。

イ 解釈上の行政文書不存在について

審査請求人は、いかなる事実を以ってかかる主張を行っているのかは不明であるが、前記アのとおり、本件請求の対象文書となる行政文書としては、不審者等対応マニュアルしか管理しておらず、他に解釈上、行政文書に該当しないと判断した文書は存在しない。

(2) 本件非公開情報①の条例第5条第4号柱書該当性について

特定2施設の不審者等対応マニュアルは、いずれも当該施設に不審者等が侵入した際の対応について具体的にまとめたマニュアルである。これらを公開することにより当該施設への侵入が容易になるとともに、当該施設に侵入さ

れた場合の侵入者への初期対応に支障をきたし、入所者及び職員の安全が脅かされ、県立施設の防犯体制が脆弱なものとなることが予想されることから、当該施設の管理・運営という事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

よって、条例第5条第4号に該当する。

(3) 条例第7条該当性について

条例第7条は、条例第5条各号に規定する非公開情報であっても、「公益上特に必要があると認めるとき」に、当該非公開情報の裁量的公開を認める規定であることに鑑みると、ここにいう「公益上」とは、同条第1号、第2号及び第5号のただし書の規定による非公開情報の公開に必要とされる、個人の生命、身体、安全等を超えた、さらに広範な社会的、公共的な利益が存在することを意味し、「特に必要があると認められるとき」とは、かかる公共的な利益が、公開しないことにより守られるべき法益を特に上回る場合を意味すると解される。

審査請求人は、本件非公開情報①が条例第7条に該当する旨主張するが、その内容に鑑みれば、これらの情報を公開したとしても、人の生命・身体などの保護の利益を超えた、さらに広範な社会的・公共的な利益を保護することにつながると認めることは困難であると言わざるを得ない。

よって、本件非公開情報①は、条例第7条の適用の基礎を欠くものであり、条例第7条に基づき裁量的公開をしなかったことは適当である。

5 審査会の判断理由

(1) 行政文書の特定の妥当性について

審査請求人は、文書の探索が不十分であると主張するなど、実施機関による行政文書の特定の妥当性を争っている。これに対し実施機関は、特定2施設の不審者等対応マニュアルを管理していたのは、児童養護施設を所管しているため関係会議に参加したからであって、特定事件に関する業務を所管していない以上、特定2施設の不審者等対応マニュアル以外に本件公開請求の対象となる行政文書は管理していない旨主張している。そこで、以下、本件処分における行政文書の特定の妥当性について検討する。

この点、当審査会は前回答申において、実施機関は特定2施設の不審者

等対応マニュアルを対象文書として特定した上、改めて諾否決定を行うべき旨の判断を示した。そして、その後の本件裁決の内容及び当該裁決を受けて実施機関が改めて行った本件処分の内容を確認したところ、いずれにおいても当審査会による前回答申に沿った判断が行われていることが認められ、特定2施設の不審者等対応マニュアル以外に請求内容に合致する文書の存在をうかがわせる新たな事情が認められない以上、行政文書の特定に遺漏はないとする実施機関の説明に不自然、不合理な点は認められない。

以上のことから、本件処分における行政文書の特定は妥当である。

(2) 本件非公開情報①の条例第5条第4号柱書該当性について

当審査会が確認したところ、標記情報は、特定2施設における不審者等への具体的な対応手順・対応方法が記載されたものであると認められる。

実施機関は、決定①において標記情報が条例第5条第4号柱書に規定する事務等に関する情報に該当することを理由に非公開としている。

この点、当審査会は答申第782号において、標記情報は「不審者等への具体的な対応手順・対応方法が記載されていることが認められ、これを公開すると各施設の具体的な防犯体制が明らかとなることから、施設の安全管理体制を損なうおそれがあるとする実施機関の説明は否定し難い」として、標記情報を条例第5条第4号柱書に該当することを理由に非公開とした実施機関の判断を妥当と判断した。そして、本件審査請求において、当該判断を覆すに足りる新たな事情が認められない以上、実施機関が標記情報を条例第5条第4号柱書に規定する事務等に関する情報に該当するとして非公開としたことは妥当である。

(3) 本件非公開情報②の非公開判断の妥当性について

当審査会が前回答申で条例第5条第4号に規定する事務等に関する情報に該当することを理由に非公開妥当と判断した本件非公開情報②について、実施機関は決定②において再度、非公開決定を行っている。

これに対し審査請求人は、「不開示部分は、いずれも、条例第5条各号に該当しないか、たとえ該当したとしても、同号ただし書全てに該当する。」と主張していることから、以下、改めて本件非公開情報②の非公開判断の妥当性について検討を行う。

ア 施設の具体的防犯体制に関する情報（別表の項番①－１、②、③－１、④、⑤－１、⑤－２、⑥－１、⑦－１の「非公開情報」欄に掲げる情報）

当審査会が確認したところ、標記情報は、各県所管施設等における防犯カメラの設置の有無・台数や夜間の巡回警備に関する情報等の具体的な防犯体制に関する情報であることが認められる。

標記情報について、当審査会では前回答申において、「これを公開すると、当該施設における具体的な防犯体制が明らかとなり、当該施設における防犯体制の相対的に脆弱な部分を一般に知らしめ、当該施設における安全面の確保に困難を来し、その事業運営に支障を及ぼすおそれがあると認められる」ことから、条例第５条第４号柱書に該当することを理由に非公開妥当と判断した。

そして、本件処分時において、前回答申における当審査会の判断を覆すに足りる新たな事情は認められない以上、実施機関が標記情報を条例第５条第４号に規定する事務等に関する情報に該当することを理由に非公開としたことは妥当である。

イ 県の補正予算に関する情報（別表の項番①－２の「非公開情報」欄に掲げる情報）

当審査会が確認したところ、標記情報は、県の補正予算に係る情報のうち、県有施設及び民間施設を対象とした事業に係る予算要求予定項目であることが認められる。

標記情報について、当審査会では前回答申において、「本件請求時、特定委員会においては、特定事件の事後対応について検討が行われ、その後、採るべき具体的な事後対応について、特定委員会から県に対し報告が行われていることが認められるものの、本件請求時にあっては、いまだこれら事後対応に係る検討が行われている最中であったことが認められる」とした上で、「したがって、このような状況にあって、かかる情報を公開すると、特定委員会の検討を経ることなく県の独断により特定事件に係る事後対応を行っているように捉えられ、特定委員会の存在意義が問われる事態となり、特定委員会において以後行われる検討に支障を生じ、特定事件に関する事後対応全般にわたり支障を生じるおそれ

があると認められる」ことから、条例第5条第4号柱書に該当することを理由に非公開妥当と判断した。

しかし、前回答申の対象となった原処分の時点（平成28年11月21日）から2年以上が経過していた本件処分時（令和元年7月4日）においては、すでに特定委員会による特定事件の事後対応の検討及び県に対する報告も完了していたものと認められることから、標記情報が公開されることで、「特定委員会において以後行われる検討に支障を生じ、特定事件に関する事後対応全般にわたり支障を生じるおそれ」があるとは認められない。

もともと、標記情報は、各施設における防犯カメラ等の防犯用品の具体的な購入予定数量の内訳及び金額が記載されたものであることから、単なる予算の内容ではなく、具体的な防犯体制に関する情報であるため、実施機関が標記情報を条例第5条第4号に規定する事務等に関する情報に該当することを理由に非公開としたことは、結論として妥当である。

ウ 国の第2次補正予算に関する情報（別表の項番③-2の「非公開情報」欄に掲げる情報）

当審査会が確認したところ、標記情報は、特定会議において言及された国の第2次補正予算の具体的内容に関するものであることが認められる。

標記情報について、当審査会では前回答申において、「実施機関の説明によると、国の第2次補正予算に関する情報は、特定会議において言及された国の第2次補正予算の具体的内容に関するものであり、事実確認が不十分な誤った情報であるとのことであるが、これを前提とすると、かかる情報を公開した場合、誤った情報を広く知らしめ、当該補正予算の関係者に誤解を生じさせるおそれがあるとともに、国との信頼関係を損ない、今後、速やかな情報提供を受けることに支障を来し、もって、国の予算にかかわる県の事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる」ことから、条例第5条第4号柱書に該当することを理由に非公開妥当と判断した。

しかし、実施機関に確認したところ、前回答申の対象となった原処分

の時点（平成28年11月21日）から2年以上が経過していた本件処分時（令和元年7月4日）においては、すでに最終的な予算内容が確定していたものと認められる以上、標記情報が公開されることで、当該補正予算の関係者に誤解を生じさせるおそれや、国との信頼関係を損なうおそれがあるとは想定しがたい。

また、標記情報は具体的な防犯体制に関する情報でないことが明らかであり、公開されることで当該施設における安全面の確保に困難を来し、その事業運営に支障を及ぼすおそれがあるものとも認められない。

よって、本件処分時点においては、標記情報を公開しても、条例第5条第4号柱書が規定する「当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」があるとは認められないため、実施機関は標記情報を公開すべきである。

エ 緊急時の連絡体制に関する情報（別表の項番④の「非公開情報」欄に掲げる情報）

当審査会が確認したところ、標記情報は、緊急時における特定施設の入所者及び職員への具体的な伝達方法が記載されたものであることが認められる。

標記情報について、当審査会では前回答申において、「緊急時の連絡体制に関する情報は、実施機関が説明するとおり、これを公開した場合、容易にその連絡を遮断することが可能となり、かかる場合にあっては、当該施設における安全面の確保に困難を来し、その事業運営に支障を及ぼすおそれがあると認められる」ことから、条例第5条第4号柱書に該当することを理由に非公開妥当と判断した。

そして、本件処分時において、前回答申における当審査会の判断を覆すに足りる新たな事情は認められない以上、実施機関が標記情報を条例第5条第4号に規定する事務等に関する情報に該当することを理由に非公開としたことは妥当である。

オ 特定の空欄に関する情報（別表の項番⑤-1、⑤-2の「非公開情報」欄に掲げる情報）

当審査会が確認したところ、標記情報は、各入所施設における防犯設

備等の配備状況及び確認状況に係る記載のうち、空欄となっている部分であることが認められる。

標記情報について、当審査会では前回答申において、「空欄であることとそれ自体が防犯体制の脆弱性を示すことにつながり得る場合については、（略）公開することにより当該施設における安全面の確保に困難を来し、その事業運営に支障を及ぼすおそれがあるもの」と認められることから、条例第5条第4号柱書に該当することを理由に非公開妥当と判断した。

そして、本件処分時において、前回答申における当審査会の判断を覆すに足りる新たな事情は認められない以上、実施機関が標記情報を条例第5条第4号に規定する事務等に関する情報に該当することを理由に非公開としたことは妥当である。

カ 人材育成プロジェクトに関する情報（別表の項番⑥－2の「非公開情報」欄に掲げる情報）

当審査会が確認したところ、標記情報は、特定会議において議題となった「福祉専門職キャリアパス検討プロジェクトについて」に関するものであることが認められる。

標記情報について、当審査会では前回答申において、「本件請求時にあっては、いまだ検討を行うか否かの検討を始めた最初期の段階のものであり、これらのプロジェクトの対象となる一般職員には周知していない状況であったことが認められる」とした上で、「いまだ検討の最初期の段階にある人材育成プロジェクトに関する情報を公開すると、（略）現行の人事制度が切り替わることを前提に、現行の人事制度を軽視する者を生じさせ、現行の人事制度の運用に支障を生じさせるおそれ」があると認められることから、条例第5条第4号エに該当することを理由に非公開妥当と判断した。

そして、実施機関に確認したところ、当該プロジェクトは未だ検討段階にあり、一般職員にも周知されていないものとのことであるから、本件処分時においても、標記情報を公開すれば「現行の人事制度が切り替わることを前提に、現行の人事制度を軽視する者を生じさせ、現行の人

事制度の運用に支障を生じさせるおそれ」があったものと認められることから、実施機関が標記情報を条例第5条第4号エに該当することを理由に非公開としたことは妥当である。

キ 児童自立支援拠点の開設調整事務に関する情報（別表の項番⑥-3の「非公開情報」欄に掲げる情報）、当該拠点の竣工式・内覧会に関する情報及び当該拠点への引越しに関する情報（別表の項番⑥-3、⑦-2の「非公開情報」欄に掲げる情報）

当審査会が確認したところ、標記情報は、児童自立支援拠点の開設調整事務に関する情報、当該拠点の竣工式・内覧会に関する情報及び当該拠点への引越しに関する情報であることが認められる。

標記情報について、当審査会では前回答申において、標記情報が公開されることで、「同拠点の開設そのものに遅れが生じるおそれ」、「関係者から招待者の追加要望や竣工式等の複数回開催の要望がなされ、竣工式等の開催事務に支障を及ぼすおそれ」及び「引越し時に生じるこれら施設における防犯上脆弱なタイミングが明らかとなり、入所者の安全の確保に支障を生じるおそれ」があることから、条例第5条第4号柱書に該当することを理由に、非公開妥当と判断した。

しかし、実施機関に確認したところ、前回答申の対象となった原処分時点（平成28年11月21日）から2年以上が経過していた本件処分時（令和元年7月4日）においては、すでに当該拠点は開設されていたことであるから、標記情報が公開されることで、前回答申の上記に掲げるおそれがあるものとはいずれも認めがたい。

よって、本件処分時点においては、標記情報を公開しても、条例第5条第4号柱書に規定する「当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」があるとは認められないため、実施機関は標記情報を公開すべきである。

(4) 条例第7条該当性について

審査請求人は、本件非公開情報①及び本件非公開情報②について条例第7条の規定に基づく裁量的公開を求めているが、本件においては同条に規定する「公益上特に必要がある」場合と判断するに足りる事情は認め難い

ことから、実施機関が本件非公開情報①及び本件非公開情報②の裁量的公開を実施しなかったことは妥当である。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別表

項番	資料名称	非公開情報	前回答申における当該情報の分類
①	1	「9月補正の対応」のうち、「防犯対策」及び「現状」の内容	施設の具体的防犯体制に関する情報
	2	「9月補正の対応」のうち、「予算額」の内容	県の補正予算に関する情報
②	【連絡・依頼(8/24(水)12時頃)】県民局入所施設等所属長会議の開催について(平成28年8月18日付けメール)	「入居を伴う県有施設における警備体制の状況」の県民局入所施設等の回答内容	施設の具体的防犯体制に関する情報
③	1	県民局入所施設等所属長会議議事概要	施設の具体的防犯体制に関する情報
	2	国の第2次補正予算に関する情報	国の第2次補正予算に関する情報
④	【事前送付】県民局入所施設等所属長会議の資料について(平成28年8月25日付けメール)	「特定事件を受けた入所施設での対応について(調査票)」のうち、問3、問4、問6、問7に係る回答内容の一部及び問8の回答内容	・施設の具体的防犯体制に関する情報 ・緊急時の連絡体制に関する情報
⑤	1	平成28年第3回定例会(前半)常任委員会に係る特定事件関係想定資料確認について(平成28年9月13日付け事務連絡)	・施設の具体的防犯体制に関する情報 ・特定の空欄に関する情報
	2	「特定事件以降の各入所施設での対応状況(資料6)」のうち、防犯設備の確認及びその他の一部の内容	
⑥	1	議題(1)児童・障害福祉施設の安全対策について	施設の具体的防犯体制に関する情報

		祉施設等所属長会議 開催概要	での「今後の対応」及び「主管課からの連絡」以外の内容	
	2		議題（２）福祉専門職キャリアパス検討プロジェクトについての「趣旨説明」以外の内容	人材育成プロジェクトに関する情報
	3		報告事項（１）児童自立支援拠点開設に係る準備進捗報告等の各項目名と工事及びその他以外の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・児童自立支援拠点の開設調整事務に関する情報 ・児童自立支援拠点の竣工式・内覧会に関する情報 ・児童自立支援拠点への引越しに関する情報
⑦	1	平成28年度第2回県立児童・障害福祉施設等所属長会議次第	議題（１）児童・障害福祉施設の安全対策についてのうち、安全対策に係る内容	施設の具体的防犯体制に関する情報
	2		報告事項の内容のうち「児童自立支援拠点竣工式・内覧会の実施について(案)」の各項目及び「引越し日程について(案)」の各所属で行うこと以外の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・児童自立支援拠点の竣工式・内覧会に関する情報 ・児童自立支援拠点への引越しに関する情報

別紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
令和元年 11 月 11 日 (収受)	○ 諮問
令和 6 年 10 月 22 日 (第 249 回部会)	○ 審議
令和 6 年 12 月 19 日 (第 251 回部会)	○ 審議
令和 7 年 1 月 21 日 (第 252 回部会)	○ 審議
令和 7 年 2 月 17 日 (第 253 回部会)	○ 審議
令和 7 年 3 月 17 日 (第 254 回部会)	○ 審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
板 垣 勝 彦	横浜国立大学大学院教授	部 会 員
市 川 統 子	弁護士（神奈川県弁護士会）	
岩 田 恭 子	弁護士（神奈川県弁護士会）	
小 沢 奈 々	横浜国立大学准教授	部 会 員
桑 原 勇 進	上 智 大 学 教 授	会長職務代理者 (部会長を兼ねる)
田 村 達 久	早 稲 田 大 学 教 授	会 長
前 田 康 行	弁護士（神奈川県弁護士会）	部 会 員

(令和7年3月31日現在) (五十音順)